

住居確保給付金の支給期間が延長されます

これまで

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月間、最長9ヶ月間、家賃相当額を支給

令和3年1月1日以降

※**最長で12か月まで**延長することが可能になります。

※令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限ります。

必要とされる求職等の活動要件

収入要件、資産要件のほか、以下の求職等の活動を行う方が対象となります。

※原則として、全ての活動を行っていただく必要があります

- ・生活再建のために「よりそい」が作成した支援プランに沿った活動（家計の改善、職業訓練等）
- ・ハローワークへの求職申込、職業相談
- ・企業等への応募、面接

詳細については次まで問い合わせください。

■豊岡市社会福祉課 ☎24-7031
(豊岡市立野町12-12豊岡市立野庁舎1階)

■総合相談・生活支援センター「よりそい」 ☎23-1940
(豊岡市立野町12-12豊岡市立野庁舎2階)

再々延長（12か月まで）を申請するには

再々延長申請書に必要事項を記載し、豊岡市に提出

該当者には、「よりそい」による面談時に案内し、再々延長にかかる申請書類等をお渡しします。

申請書に申請月の収入（総支給額）、金融資産額など必要事項を記載し、豊岡市に提出してください。

※延長には収入・資産要件のほか、市による審査があります

再々延長が決定したら

求職活動などを行いましょう

決定通知書が届きますので、求職活動や「よりそい」が作成した支援プランに沿った活動を始めましょう。

- ・「よりそい」との相談（月1回以上）
- ・ハローワークへの求職申込
- ・ハローワークでの職業相談（月2回以上）
- ・企業等への応募、面接（週1回以上） など

※活動は離職等・休業の方ともに必須です。これらの活動・手続を怠ると、給付が中止されることがありますので、ご注意ください。

期間中の状況報告をしましょう

受給中は、月に1回、職業相談確認票、求職活動等状況報告書を「よりそい」に提出してください。

就職がきまったら／本業が復調したら

「よりそい」へ連絡をしましょう。

※常用就職後の収入を確認するまで、給付金は中止しません。

注）常用就職後に自己の責に帰さない理由で解雇された場合は、住居確保給付金を再支給することができる場合があります。まずは「よりそい」までご相談ください。